

# 参議院商工委員会議録第一一號

平成三年十二月十七日(火曜日)  
午前十時開会

委員 事務局側	前田 副男君	東藤 文夫君	説明員 常任委員会専門	小野 博行君
	山口 光一君	梶原 敬義君	文部省高等教育 局大学課長	工藤 智規君
	西野 康雄君	吉田 達男君	文部省高等教育 局専門教育課長	若林 元君
	廣中和歌子君	三木 忠雄君	文化庁文化部著 作物質調査課長	伊勢昌裕史君
	梶原 敬義君	古川太三郎君	労働省労働基準 局安全衛生部化 作権課長	炭山 隆君
	吉田 達男君	市川 正一君	橋本幸一郎君	橋本幸一郎君
	西野 康雄君	古川太三郎君	渡部 恒三君	内藤 正久君
	廣中和歌子君	富金原俊二君	谷 弘一君	麻生 渡君
	梶原 敬義君	内藤 正久君	井上 計君	井上 計君
	吉田 達男君	渡辺 修君	大島 慶久君	大島 慶久君
出席者は左のとおり。				
委員長 理事				
角田 義一君 橋本孝一郎君 井上 計君				
岩本 政光君				
中曾根弘文君 松尾 官平君 福間 知之君				
秋山 鏡君 合馬 敬君 倉田 寛之君				
事務局側				
通産業大臣 経企画調整 局審議官 計画局長 経企画統合 計画局長 通産業大臣官 房長 通産業大臣官 房総務審議官 官房長 通産業大臣官 房審議官 通産業省通商 政策局次長 通産業省基礎 政策局長 通産業省立地 公害局長 通産業省通商 政策局次長 通産業省基础 政策局長 通産業省生活 産業局長				
堤 富男君 坂本 吉弘君 山本 幸助君 鈴木 英夫君				

○委員長(岩本政光君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を開会いたしました。

○委員派遣に関する件

○理事補欠選任の件

○委員長(岩本政光君) たゞいまから商工委員会を開会いたしました。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十一月二十六日、山田耕三郎君が委員を辞任され、その補欠として古川太三郎君が、昨十六日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として橋本孝一郎君が、また本日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として西野康雄君がそれぞれ選任されました。

○委員長(岩本政光君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○福間知之君 高圧ガス取締法の一部を改正する

法律案につきまして審議に入るわけですが、過般の趣旨説明でこの法案の提出についての理由を伺つたところですが、改めてこの法案の今国会提出についての理由、背景をお聞きしたいと思います。当初は次期の通常国会に提案されるやに聞きましたが、改めてこの法案の今国会提出についての理由、背景をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) たゞいま福間先生からお話をございましたが、近年における高圧ガスを取り巻く諸情勢の大きな変化を受けて、次期通常国会に改正案を提出する予定でここ二年間をかけておっしゃるとおり準備をいたしております。

その後、御承知のように十月二日に大阪で二人の死者を出す大事故の原因となつたシランガスについては、これまで自主基準の徹底を図つてきましたところであります。実態の把握等保安確保をさらに徹底するための法改正を考えていたやさきの死者を出す大事故でございました。したがつて、人命にかかる重大問題であり、いつときも早い改正が必要であると判断し、十一月七日に審議会の答申をいたしました上で本臨時国会に改正案を提出したものでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○福間知之君 たゞいまの御説明の中では、過般の大坂における阪大の研究室による事故、これが直接的な一つの重要な理由というふうに伺いましたが、私もこれは適切な判断じゃないか、こういうふうに思います。

ところで、今回の規制の対象になる特殊高圧ガスを七つの種類に絞つた理由についてお伺いしたいのですが、今回の規制対象となる特殊高圧ガスは圧縮モニシラン等七種類であると承知をしてお

-

ります。これらの特殊高圧ガスの危険な性質についておむね明らかにしてほしいと思います。

また、特殊材料ガス災害防止自主基準で定めているところのガスは三十七種類あると承知をしていますが、今回の改正で規制対象となるガスを七種類に絞った理由というのはいかがでございますか。

○政府委員(鈴木英夫君) 御指摘の七種類の特殊材料ガスの危険性でござりますけれども、今回指定する予定の七種類の危険性は、一般の高圧ガスの危険性に加えまして自然発火性、自己分解性あるいは強い毒性というようなもの、それぞれ種類によって程度は異なりますが、そういう性質を持つてゐるものでございます。

特に、このうち自然発火性と申しますのは、空気その他の支燃性ガスと接触した場合に発火源がなくとも発火または爆発する性質を言つております。スフイン及びモノゲルマンがこの性質を有してお

また、自己分解性は、物質の化合が非常に不安定でありまして、圧力上昇、温度上昇によりましてみずからが分解する、それによります発熱によりましてさらに急激に膨張する性質を持つてゐるものでございまして、今回の中ではジボラン及びモノゲルマンがこの性質を有しております。また、最後の強い毒性を有するものといたしましては、代表的な毒ガスであります塩素と比べましてさらに約十倍といつた極めて強い毒性を持つアルシン及びセレン化水素が挙げられるわけでございます。

この七種類のガスを今回改正法案の一二十四条の二で指定をしたいと考えておるわけでござりますけれども、御指摘のように三十七種類ほどの自己基準が決まっております特殊材料ガスがございますけれども、そのうちこの七種類に絞る理由でございますが、今申し上げましたようなこれらのがスが自然発火性、自己分解性、強い毒性といった危険な物性を有しておりますとともに、また近年な

消費量が急増しているというようなことから、事故の防止のため対策が必要であると判断をいたしまして、七種類に限りまして指定をいたすことになりました。したわけでございます。

○福間知之君　自己分解性とか自然発火性とか強い毒性という三つのカテゴリーを挙げられました  
が、この七種類以外のガスにおきましても、例えばスチレンというようなガスがあるそうですが、これはやはりかなり危険な性質を有するというふうに言われていますけれども、それらの使用が今後ますます多くなることはもうご承知下さい。

行なわれるという場合には改めて政令制定をするわけですか、どうですか。

また、ジクロルシランというのは規制から外れておりますが、これは今半導体工場などで使われている毒性と可燃性を有するガスと聞いているんですけれども、これを除外した理由はいかがですか。

○政府委員(鈴木英夫君) 委員御指摘のように、先ほど七種類と申し上げましたけれども、三十七種類の自主基準で対象になつておりますガスのうち、さらに一般的にいひまして、先ほど申し上げました三つの性質を持つておるもの、こういうものの中にテルル化水素あるいはスチビンあるいはジクロルシランといったようなものがございま

まず、前者のテルル化水素及びスチビンにつきましては、現在は消費の実態がないため指定の対象としておりませんけれども、今回指定いたしましては、七種類のガスと同様の危険性を有しております。そのため、将来消費の実態が生じた場合には速やかに政令を改正して追加指定することとした

したいと考えております。  
後段で御指摘をいただきましたジクロルシラン  
でございますが、これも毒性と可燃性を有しております  
りまして、かつ半導体工場でも使用されてゐるわ  
けでござりますけれども、実はこのガスは圧力がな  
いというようなことでございまして、したがつて

ジクロルシランにつきましては高圧ガス取り扱いの観点から自主基準による保安に期待をしたいというふうに考えておる次第でござります。

○福岡知之君 ところで、後段で今申されたジク  
ロルシラン、これは半導体工場で使われていると  
いうことでござりますが、しかも一九八四年に高  
圧ガス保安協会に特殊材料ガス保安対策推進委員  
会が設けられまして、八五年に三十七種類の特殊  
ガスについて災害防止自主基準が公表されまし  
た。一例としてはからめてから自主基準であつて、

法的な規制力はなかつたわけでありまして、この基準は当該業界におきましてこれまでどの程度厳格に守られてきたんでしょうか、また大学の研究室などは対象から除外されていたのかどうか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

成いたしました自主基準につきましては、当省といたしましては、この自主基準の関係者への周知徹底を都道府県に対して通達をいたしまして、あるいは関係団体に対しましても販売店等を通じて関係者へ周知徹底するよう指導してまいったわけでございます。この結果、現在では半導体産業等の関係業界においては自主基準がほぼ達成されておりまして、自主基準がこれら業界の保安

の確保に非常に重要な役割を果たしているものと  
私ども認識している次第でござります。

も販売店を通じてユーザーへ周知徹底するよう指導いたしました。これによりまして、ガスマートカードは販売店に対しても自主基準のユーザーへの周知を求め、これによりまして販売店から大学を含むすべてのユーザーに自主基準の周知徹底を行いうよう求めたものというふうに承知をいたしております。

すけれども、当省からの通達に基きまして、大阪府が昭和六十一年、販売店に立入調査を行つた際、販売店に対しまして周知徹底を行うよう求めまして、販売店が昭和六十二年の七月に大阪大学

○福間知之君 大阪大学の場合は今御説明のとおりかも知れませんが、一応販売業者から徹底はなされておった、こういうふうに理解してよろしいですね。

ところで、シランなどの特殊ガスによる事故といふのはこれまでどの程度あつたんでしょうか。先般、一昨年でしたか、東京小平市の日立製作所の武藏工場でシランガスによる爆発事故があつたと思ってますが、通産省は当然つかんでおると思ふんですが、これは半導体製造工場の三階にあ

キャビネットに付設した制御機器格納部分でモノシリコン漏えいし、点検作業中に爆発したというものでございました。その事故の後、日立はすべてのガスボンベを集中管理する施設、バイピングシステムをして各部屋へ分配をする、こういう方式に改善をしたと聞いておりますが、そういうことでございましょうか。

また、この事故は先般の阪大の事故にもつながる似通った事故でございますので、文部省はこうした事実をつかんでおられるのかどうか、また阪大の爆発事故以降どのような指導を行つておられるのか、文部省のお立場での御見解を聞きたいと思います。

○政府委員 鈴木英夫君 最初の御質問でござりますが、まず災害の状況でござりますけれども、これまでモノシラン等の特殊材料ガスによります事故は、本年十一月の死者二名、負傷者五名を伴いました大阪大学の事故を加えまして、昭和五十七年に実は初めて事故が発生いたしまして以来、十一年間で十二件発生しております。特に、最近特殊材料ガスの消費が急速に伸びたというようなこと

がございまして、ここ数年若干この十年間の経過の中では事故が多いのかな、こういう状態になつております。そこで、ちなみに十年間で起きました二件の事故のうち八件につきましてはこの三年間に集中をしておるというような状況になつております。

一番目に御指摘の日立製作所武藏工場の爆発事故でござりますけれども、先生御指摘のように、シリンドーキャビネットに付設いたしました制御機器格納部内で漏えいしたモノシランが爆発いたしました、一名が死亡し、三名が負傷するという事故が平成元年の十二月に起つたわけでござります。私どもとしては、事故原因の究明に努めまして、その結論を得られた平成二年三月以降、これを関係者に周知徹底するとともに、高圧ガス保安協会の特殊材料ガス講習会においても、事故の教訓を踏まえた講習を実施してまいりたところでございます。

なお、御指摘のように日立製作所武藏工場がガスボンベを集中管理する施設を設け、各部屋へ配管する方式といたしましたのは、私どももそのよう

うに認識をしております。

○説明員(工藤智規君) 十月の初めに大阪大学で

痛ましい事故が発生いたしまして死傷者を出しま

したこと、まことに私どもも残念なことと思つて

いるわけでございます。

これまで文部省といたしましても各大学に対し

まして学生の実験、実習中の安全管理につきまし

て徹底をお願いしているところでございまして、

大阪大学におきましても毎年学内での安全講習会を

実施しているわけでございますが、本年度も四月

十日から四日間ほどかけましてそのような講習会

は部内に行つたり、あるいはまた今回事故の

あつたガスボンベにつきましてそのような講習会

に収納してチーンで固定しているほかに、ボンベボックスタから室外に排気筒を設置いたしまし

てファンによって常に排気するような体制をとつておる、さらにはボンベボックスタ内にシランガスセンサーを設置するなどの安全確保にそれなりに

がございまして、この中では事故が多いのかな、こういう状態になつております。そこで、ちなみに十年間で起きました二件の事故のうち八件につきましてはこの三年間に集中をしておるというような状況になつております。

二番目に御指摘の日立製作所武藏工場の爆発事故でござりますけれども、先生御指摘のように、シリンドーキャビネットに付設いたしました制御機器格納部内で漏えいしたモノシランが爆発いたしました、一名が死亡し、三名が負傷するという事故が平成元年の十二月に起つたわけでござります。私どもとしては、事故原因の究明に努めまして、その結論を得られた平成二年三月以降、これを関係者に周知徹底するとともに、高圧ガス保安協会の特殊材料ガス講習会においても、事故の教訓を踏まえた講習を実施してまいりたところでございます。

○福間知之君 一つの重要な重大な経験として、

これは今後に生かしてもらいたい。時間があります。

せんので、強く要望しておきたいと思います。

ところ、アセチレンガスの事故防止につきま

してお伺いをしたいんですが、アセチレンガスの

消費に係る事故といたしましては、アセチレンガ

ス事故の三分の二を占めている原因が逆火、火が

後ろへさかのぼる事故でござります。これがガス

漏れ事故と並んで主な事故原因となつてゐる所

でございます。

○福間知之君 ぜひ低利融資、その他考えられる

助成策を講じてもらうことがやはり必要じゃない

か、そういうふうに思います。

次に、指定保安検査機関の導入理由の一につきま

るは、都道府県の保安検査事務の増大にもかかわらず、

人員増が困難な状況にあるということを挙げてお

ります。そこでお伺いしたいのは、保安行政の実

情について、国あるいは県さらには民間検査機関

の役割分担についてどう考えるか、説明を願いた

い。あわせて、その保安検査事務量の推移につい

て伺いたいのであります。私の知るところでは、

都道府県の保安検査事務の増大にもかかわらず、

人員増が困難な状況にあるということを挙げてお

ります。そこでお伺いしたいのは、保安行政の実

情について、国あるいは県さらには民間検査機関

の役割分担についてどう考えるか、説明を願いた</p

このような状況にかんがみまして、定型化され  
ており、かつ行政的判断を必ずしも必要としない  
ような検査につきましては、今回民間検査機関を  
活用する道を開きまして、都道府県がそれぞれの  
実態に応じまして重点的に取り締まりができるよ  
うにという幅を広げることにしたわけでございま  
す。

れども、これを私どもが分析いたしますと、その多くは別の設備につきまして別の原因により生じたということございまして、今後ともこのようない事故を起こした事業所や保安レベルの低い事業所などにつきまして重点的に検査、指導を行うよう、都道府県に徹底をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○福岡知事君 保安検査についての現状と問題点が御説明されました。

自身による保安活動の徹底により防止されるべき事故ではないかというふうに考へておるところでござります。

次に、特定施設が災害のおそれがあるものであるにもかかわらず、その検査を民間検査機関にもやらせることができるようにするという点でござりますけれども、特定施設につきましては、委員会御指摘のとおりに、災害の発生するおそれがある施設でございまして、定期的に保安検査を行うことが必要でございますけれども、近年特定施設に係ります保安検査の定型化が進んでまいりま

事務負担になつてゐる。しかし、その手数料収入というものの確保が必要な保安協会にとって、その収入が約三千万から四千万円と言わわれているんですが、この収入源を失うことになる。何にその代替収入を求めるのかというふうな問題があります。

それから、最近、高圧ガスを取り扱う人たちの中に御案内のように外国人学生や労働者が徐々にふえ初めているというふうに聞いていますが、いわゆるSKと呼ばれる職場にあって、その割合もだんだん高くなつてきているようです。こういう外国人労働者を含めた保安対策、保安教育といふものについて配意をする必要があると思うんですね。

業者が施設の技術基準適合維持義務を遵守しているか否かを検査しているわけでございます。この保安検査につきましての原則年一回という回数は、保安確保の観点からすべての事業者につきま

ものにもかかわりませず、そういう民間の検査機関を加えるということは、果たしてどういうことなんでしょうが。

現在、特定施設として指定されているもの、あるいは設置されている数、あるいは事故の実績等がわかれれば説明をください。

○政府委員(中田哲雄君)　まず、特定施設の範囲

それだけで判断できるといったような検査項目もあるわけでございます。このようなものにつきましては、先ほど申し上げましたように、都道府県の事務の中での保安検査の業務量の増大というのもあわせ考えまして、かつまた都道府県の保安行政に対します新しい行政ニーズがふえているということをも考え合わせまして、先ほど申し上げましたような定型化された検査につきまして民間検査機関を活用する道を開き、都道府県がそれぞれの実態に応じまして的確にかつ重点的に指導、取り締まりを実施できるようにする措置を講じた

たしまして通産大臣の認可のもとに定められて いるわけでございます。容器証明書制度が廃止され ますと、それに伴います人的なあるいは経費的な 負担が軽減されること、また今回の法改正によりま して高圧ガス保安協会の業務範囲の拡大が考えら られているわけでございますけれども、これによ ります収入が増大すると考えられますことなどの 点を勘案いたしますと、容器証明書の廃止によ るまして高圧ガス保安協会の經營に支障が生じるよ うなことはないんではないかというふうに私どもが 考えているところでございます。

最後に、事故を起こした事業者が再度事故を起こすケースがあるということにつきまして、十分なチェックが行き届いていないのではないかといふ御指摘でございますけれども、從来から、事故を起こしました事業者につきましては、事故の再発防止のための十分な対策を講じるまで事業の全部または一部を停止させることなどを行っておりまして、必要な措置を確保してきてるわけでございます。御指摘のように、同じ事業者が再度事故を起こしている事例もあるわけでございますけれども、

この設置の数でござりますけれども、一連の件題につきましてどのように数えていくかといううえに特定施設を設置しているというふうに考えられるわけでございますが、それをベースに考えてございますと、平成二年三月現在二万六千四百四十四件でござります。

この第一種製造業者に係る事故の件数については、昭和六十三年に二十件、平成元年に二十一件、平成二年に十八件となつて、いるところでございまして、その多くは、例えば作業員の保安教育、作業員に対する操作基準の整備など、事業者

○福岡知之君 そのほかまだこの検査機関の問題とか、あるいは販売業者に依存するこれからの取り締まり体制、これに対してやっぱり若干の不安が残るわけですし、さらに高圧ガス保安協会に追加された業務と従来の業務とがどう変わるのやら、どういったことの疑問とか幾つかあるんですけど、それでも、ちょっと時間の関係でこれは省略しまして、最後に二点お伺いしたいんです。

一つは、容器証明が廃止されることになるわけですが、それでも、その理由として、毎年二万件余りの紛失による再交付申請がある。これは行政庁の

○政府委員(鈴木英夫君) 外国人労働者の保安教育に関する御指摘ござりますけれども、外国人労働者の高压ガス関連事業所への就労につきましては、法令の規定等に基づきまして、各事業者が保安教育を実施すべきものであるというふうに考えられます。

現行人国管理法は、国内の一般産業への就労の方針のための在留資格であります技術、技能に関しまして、本邦において外国人が行うことができるます活動をそれぞれ「理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動」あるいは「産業上の特殊な分野に属する

練した技能を要する業務に従事する活動」に限定をしておりまして、したがって高压ガス関連事業所への就労につきまして、高压ガスの取り扱いに対しまして十分な技術、知識及び技能を有する者に限られていると承知いたしております。したがつて、現在のところ、外国人労働者向けの特別の対策は必要がないと申しますが、むしろ各事業者が、保安教育を実施するということに対応できるのではないかと考えております。

なお、ただ将来、これは仮定でございますけれども、外国からの単純労働者の受け入れが法的に認められるようになつたということがござりますれば、その時点で具体的な対策につきまして検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○福間知之君 いろいろ御説明もございました

し、さらにこの法の運用に当たつては細部についてひとつ十分な配慮をして運用に当たつていただきたく。基本的に賛成をしたいと思っておりますので、この程度にとどめたいと思います。

なお、委員長、一般審査の機会がございませんので、私は、若干十分ばかり時間をちょうどいいしで、別の問題に入りたいんでございます。

それは、きょうの日経新聞にも出ていますけれども、いわゆるCD・レコードレンタル制度についての国際的な、特にアメリカとの摩擦でござります。これはかなり関係業界も今大わらわで取り組んでおる課題でございますので、まず文化庁においで願つていますから、文化庁から最初にお聞きしたいんです。

ことしの四月の著作権法の改正に際しまして、発売以後一年以内のすべてのレコードレンタルについて、業界の実情を考慮し、その貸与を禁止する期間を一週間ないし三週間にしようということ

で、文化庁、通産省の立ち会いのもとで日本のレコード会社とレンタル業界との間で契約が取り交わされました。その際、洋盤、外国レコードの扱いも邦盤と同じ扱いになるとされていました。しかし、先般十月に入りました、文化庁から国内ル

に伴いまして派生したこの思わぬレコードレンタル問題というところでございますが、一説では日本で生まれたレンタル文化、この表現がいいか悪いかは別にして、レンタル文化が外圧でつかれようとしているというふうな受けとめですね。

したがつて、事の本質は、民間ベースで解決を求めることがベターだと思うんですけれども、アメリカ側は政府を挙げて、場合によつては三〇一条なども持ち出して訴訟をするなどという挙に出た場合に、日本政府としてもこれに對してはやはり業者の立場も考慮して対応していくべきではないか。特に通産行政としては、そういう零細業者を抱えている業界ですから、そういう立場でも配慮する必要があるんじゃないかな。

また、日本のレンタル業界は、八百億円の年間売上額の中から百億円を上回る著作権料を既に納入しているわけですよね。そういうふうに一つの秩序を保つて日本のレンタル業界といふのは社会的に一定の役割を担つてもらっているわけですから、そういうことを考えると、アメリカの言い分を一概に我々は簡単には認めるわけにいかない。通産行政の立場で、文化庁をバックアップするということも含めて、これは見解をひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(堤富男君) 本問題は、先生御指摘のとおり五千六百軒、八百億円にも上る業界が生死に瀕しているわけでございまして、我々いたしましては、まず第一には、現在徹夜でやつておりますが、ジユネーブでのTRIPの交渉におきまして、日本の考え方方が少しでもその線に沿つた形で実現するように努力するのがます第一だと心得ております。

第一には、現在、これは民間ベースでございますが、アメリカのレコード業者と日本のレンタル業界との間で話し合いが行われております。これは確かに金額を幾らにするとか數ヶ月待つてほしいとかいうある意味では純粋なビジネスの話ではござりますけれども、我々としてアメリカのレコード業者にぜひ理解していただきたいのは、文

化庁を初めといたしまして、日本の著作権法が日本法として成立し、著作権というのは非常に大事にされるものである。そういう日本というのは法律を守った国であるということをよく理解していただき、アメリカ側にも幾つか著作権の問題は国际的に今後こういうものをハーモナイズしていく過程でそれぞれの国を理解していくという必要があろうということは、ぜひバックグラウンドとしても申し上げておきたいと思つておる次第であります。

いずれにしましても、一月から著作権法が実施されますので、それが万が一業界に問題が生ずるようなことがあれば、我々としても必要な国内的な対策も講じることを検討していくかなければいけません。

○福間知之君 大臣、最後にちょっと感想をひとことお聞きをしたいんですけれども、文教委員会で

ことしの春とついこの間十一月に議論をされたいりません。私は全部これ読んでみましたけれども、かなり厳しい議論になつておるわけですね。

○福間知之君 大臣、最後にちょっと感想をひと

ことしの春とついこの間十一月に議論をされたいりません。私は全部これ読んでみましたけれども、かなり厳しい議論になつておるわけですね。

そこで、これは文部省、文化庁だけの手にはもちろん負えないし、もともとこの三〇一条なんどいうのはガット違反の条文ですので、単にレコードレンタル問題だけを対象にした条文じゃない。まず最初に、通産大臣にお伺いしたいのでござりますけれども、今国会で官澤総理が所信表明の中では生活大臣づくりを進めていきたいということをおおしやいまして、公明党はかねてより生活者のための政治ということを言っておりましたので大変に同感するところでございます。通産大臣はこれをどういうふうに受けとめ、また通産省としてはこれまでの産業政策をどう転換されるおつもりなのか伺いたいと思います。

これまでの産業政策の中には、国内の産業、業界の優先保護が目立ち、結果としては国内での物価高を招いています。つまり、生活者の犠牲を強いるといった側面も多々あったのではないかと思ひますけれども、その点も含めましてお答えいただけたらと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 今、政府委員から答弁したとおり、大変厳しい情勢の中で、前線で我が國の業者と国内の業者で円満に話し合いが行なわれればと、こう思つておりますけれども、厳しくお伺いします。

そこで、これからは、長官はお見えになつてしまふかもしれませんので、かわりの方でも結構でござりますけれども、景気の見通しについてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 御案内のように、日本は戦争に負けてその後大変貧しい、毎日毎日の食生活に困るところです。それで、その点も含めましてお答えいただけたらと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 御案内のように、日本は戦争に負けてその後大変貧しい、毎日毎日の食生活に困るところです。それで、その点も含めましてお答えいただけたらと思います。

○政府委員(谷弘一君) お答えさせていただきま

い情勢ということになつたときは、これは福間先生の法律として成立し、著作権というのは非常に大事にされるものである。そういう日本というのは法律を守った国であるということをよく理解していただき、アメリカ側にも幾つか著作権の問題は国际的に今後こういうものをハーモナイズしていく過程でそれぞれの国を理解していく必要があります。

○広中和歌子君 質問させていただきます。

本日の委員会の主たる目的は、高压ガス取締法の一部を改正する法律案の審議でございますが、昨日日本経済はバブルがはじけ景気の先行きが懸念されており、経済、景気一般についても質問したく存じます。

今臨時国会では、商工委員会の開催はさきよう一日だけという事情もござりますから、ぜひその質問をさせていただきたいわけですから、もとより質問された二十五分間をできるだけ有効に使わせていただきたいと思います。

まず最初に、通産大臣にお伺いしたいのでござりますけれども、今国会で官澤総理が所信表明の中では生活大臣づくりを進めていきたいということをおおしやいまして、公明党はかねてより生活者のための政治ということを言っておりましたので大変に同感するところでございます。通産大臣はこれをどういうふうに受けとめ、また通産省としてはこれまでの産業政策をどう転換されるおつもりなのか伺いたいと思います。

これまでの産業政策の中には、国内の産業、業界の優先保護が目立ち、結果としては国内での物価高を招いています。つまり、生活者の犠牲を強いるといった側面も多々あったのではないかと思ひますけれども、その点も含めましてお答えいただけたらと思います。

そこで、これからは、長官はお見えになつてしまふかもしれませんので、かわりの方でも結構でござりますけれども、景気の見通しについてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 御案内のように、日本は戦争に負けてその後大変貧しい、毎日毎日の食生活に困るところです。それで、その点も含めましてお答えいただけたらと思います。

○政府委員(谷弘一君) お答えさせていただきま

うことで歩んできたわけでありますけれども、国民の皆さん方の努力によってようやく経済も世界が出てまいりますから、この影響の把握に努めるところに、文部省等々関係方面とよく協力しながら、できる限り皆さん方に御迷惑をかけないようにしてまいります。

ただ数字の上でこうこういうふうに経済は高まつたと、こういうことでなくて、国民の皆さんが毎日毎日の生活の中で豊かさが実感できることになりましたと、こういうことでなくしてあります。

そこで、これから課題ということになると、たゞ数字の上でこうこういうふうに経済は高まつたと、こういうことでなくて、国民の皆さんが毎日毎日の生活の中で豊かさが実感できることになります。

そこで、これから課題ということになると、たゞ数字の上でこうこういうふうに経済は高まつたと、こういうことでなくて、国民の皆さんが毎日毎日の生活の中で豊かさが実感できることになります。

がつてはいるというような側面で景気が後退をしているのではないかといふ指標が幾つかござります。しかし一方では特に労働力の関係では失業率が依然として非常に低いところにございまして、言つてみれば完全雇用の状況にあるということをございまして、またこの完全雇用と、もう一つ有効求人倍率というようなものもござりますが、これらを見ましても非常に高いところにござります。いまして、求人が非常に強い勢いがありますとうようなことがござります。

そういうことを考えますと、今後の消費につきましては、雇用者の所得というのが一つ大きな支えになるわけでござりますが、これが失業の状態から見ましても雇用者数はこれからも堅調に増加していくことにはつきりと言えると思います。そういう面で、消費の面では今指標も依然として堅調なものがあるということをございます。そういう中で、あと景気がやや鈍化、伸びが鈍化しておるということで、設備投資の面でも二けたの伸びから一けたへと今移つてきております。この面でも、落ちていくよりは底がたいものとしては、合理化とか省力化、人手不足に対するもの、そういうものに対しても企業が中長期的な対応でこれからも持続的な投資をしていくというような動きが見込まれるというようなことでござります。

そういうことで、結論的に申しますれば、これまでの景気というのがやや過熱ぎみだったのではないかということで、これが健全な消費、あるいはバブルのない消費と申しますが、あるいは健全な企業行動という方向へと今変わっていく移行期にあるということでござります。この移行期につきまして今企業家の心理あるいは消費者の心理、こういう心理的な側面も非常に大きな要因となりますので、この点につきましては機動的な金融あるいは財政の対応というのも考えていかなければいけぬ、こういう立場にあります。

○広中和歌子君 バブル経済が調整される中で、今度こそ消費者がその犠牲をかぶることのないよ

うに期待したいところでござります。  
先ほど通産大臣にお伺いしたこの生  
いて、再び今度は経企庁にお伺いいた  
ども、生活大国の中身というものをど  
にとらえていらっしゃるでしょうか。

きのうNHKのニュース解説でその説明があつて、経済企画庁としてはその内容として、豊かさととりの実感ができる社会、二十一世紀を展望した経済基盤づくり、地球規模での平和と繁栄の協力、この三つの柱を立てていらっしゃるわけでございます。現実に日本全体としてのG.N.P.は上がりまして、そして国民一人当たりのG.N.P.はえましたけれども、しかしながら実際にその所得で何が買えるかという問題になりますと、非常に具体的に豊かさというものは果たして実現できるのかどうかということが心配なんでございます。その中身について、そしてどのような形で実現されていくのかという見通しについてお答えい

○政府委員(富金原俊一君) ただいま先生が御指  
摘になります。(「監査官を前にしてこしゃうの果て」)

として三つの点を御指摘になったわけでござりますが、これは実は先般私どもの大臣が官澤総理のところにお伺いしまして、来年度に新しい経済計画を策定することについて具体的に総理から御指示をいただいた主要なポイントでございます。

生活大国といふのが一つの柱にならうかと思いつきましたが、先ほども通産大臣がおっしゃいましたように、やはり大事な基本的な理念としては、ゆとりと豊かさを一人一人の国民が実感できる多様な価値観あるいは多様な選択ができるような、そういう公正な社会というものを一応生活大国の理念として考えて考えられるのではないかというふうに見ているわけでございます。

一番大事な視点というのは、やはりこれまで効率優先といいますか、経済の拡大を最優先にしてきた、これは歴史的にはやむを得なかつた当然のこととござりますけれども、こういった考え方から、活力を維持しながらではありますけれども、

消費者とかあるいは生活者の立場から物事を考えて、そういった人たちの中身を豊かにしていくと、いう視点がまず大事ではないかというふうに考えているわけでございます。

同時に、その具体的な中身につきましては、実はこれから経済審議会であるとか、あるいは私どもの企画局では国民生活審議会というところでも議論を始めようとしているわけでございますので、その議論の結果を待たなければいけませんけれども、実は経済審議会のもとに一〇一〇年委員会、二十年後の展望をしようということで委員会を開設いたしまして、この六月に一応御報告をいたいたわけでござります。

その中で指摘をしておりますのは、経済面に限って申しますと、一つはやはり所得がふえる、つまり消費生活が豊かになるという視点が大事でないか。もう一つは、住宅あるいはその住宅環境、これは美しい都市の美観というのも含めましてそういう社会資本の充実というものを図つていかなければいけないんではないか。もう一つは、やはりゆとりのある生活をするためには自由時間をふやしていく。具体的には、今進められておりますけれども、労働時間の短縮あるいは通勤の時間が非常に長いということをできるだけ縮める方法はないかというような視点が大きなポイントではないかということを指摘しているわけでございます。

もちろん一番大事なことは我が国の経済社会が安心して安全な社会である、これは交通問題も含まれておりますし、犯罪が少ないと言わざることも当然含まれておるわけでございますが、そういういたものを全体として含めながらこれから豊かな国民生活を実現していくためにどういう施策が必要かということを議論したいと考えているわけですから、現実に一定の時間に集中してございます。

○広中和歌子君 私は今一時間の通勤距離のところで電車で通つておりますけれども、非常な渋滞というか混雑でございます。時間を外せばよしといわけですけれども、現実に一定の時間に集中してございます。

はこれから経済審議会であるとか、あるいは私は企画庁では國民生活審議会といふところでも議論を始めようとしているわけでございますので、その議論の結果を待たなければいけませんけれども、実は經濟審議会のもとに一〇一〇年委員会、二十年後の展望をしようということで委員会を設置いたしまして、この六月に一応御報告をいただいたわけでございます。

その中で指摘をしておりますのは、經濟面に限つて申しますと、一つはやはり所得がふえる、つまり消費生活が豊かになるという視点が大事ではないか。もう一つは、住宅あるいはその住宅環境、これは美しい都市の美観というのも含めましてそういう社会資本の充実というものを図つていかなければいけないんではないか。もう一つは、やはりゆとりのある生活をするためには自由時間をふやしていく。具体的には、今進められておりますけれども、労働時間の短縮あるいは通勤の時間が非常に長いということができるだけ縮める方法はないかというような視点が大きなポイントではないかということを指摘しているわけでござります。

もちろん一番大事なことは我が国の経済社会が安心して安全な社会である、これは交通問題も含まれておりますし、犯罪が少ないと言われることも当然含まれておるわけでございますが、そういったものを全体として含めながらこれから豊かな國民生活を実現していくためにどういう施策が必要かということを議論したいと考えているわけ

ている中で、本当に過酷な長時間の痛勤、本当に  
痛い勤務というのでしょうか、痛勤を多くの人が  
味わっているわけでございますし、また自動車に  
乗れば道路事情も悪い。そしてまた、豊かな生活  
の一番基本となるところの住宅が非常に悪くて、  
狭くて、しかもいわゆる住環境全体としての緑の  
スペースであるとか、それから道路、美観そし  
たものも今の日本では決して豊かとは言えない。  
そういう中で、本当にいろいろ私自身も考える  
わけでござりますけれども、何か諸悪の根源とい  
うのが土地高にある、そんなふうに思います。バ  
ブルがはじけて土地が少しは安くなるだろうとい  
うふうに言われながら、余りそれが下がつていいな  
い。それなのに、土地貸し出しの総量規制を撤廃  
しようという動きもあります。そのほか保有に対  
する地価税、それも何か中途半端な形で十分かか  
らない。つまり、税制でもって土地を下げること  
もできなかつたし、また私権の制限といふことも  
されていない。そういう中で、本当にどのようにな  
るかの根源たる地価を下げていくのか、もし見通  
しというのでしようかお考えがあれば、ぜひ通産  
大臣にお伺いしたいと思います。まずお伺いしま  
す。

地方に分散するという政策の柱を立てております。けれども、沖縄から北海道まで国土の均衡ある発展で、大都會ではこれは交通地獄になり、また土地も買えないということですけれども、地方に行けばまだまだこの狭い狭いと言われておる日本でも広い土地が使われないでおるわけですから、やはり一極集中を排除して地方分散というものが今後の大きな政策課題であると考えております。

わにでこをいます

アメリカの方には、私が理解している限りでは、土地はその上に建てられる建物と一緒にになってそのままの利用価値があるかどうかによって評価が決まるといふことではないかと思いますが、我が国の場合には、どちらかといいますと上物よりも土地そのものの値段が重視される。その背景には何といっても、土地の値段というのは長い目で見て必ず上がっていくんだという考え方方が非常に根強くございます。一種の土地神話といいますか、そういうものが依然として背景にあるのではない

策、そういうことが浮上しているわけでございま  
す。この面についてどのような、特に安全対策、  
保安管理について文部省はどのような御指導をな  
さっているのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(若林元君) まず先生から、どのような  
指導をやっているのかというふうな御質問でござ  
います。その点について御説明申し上げたいと思  
います。

して実績があるわけでござりますけれども、一方で大学における教育に聞しまして、現美にどういうことが起こっているかというふうに見てみますと、大学全体、特に国立大学でござりますけれども、設備整備費の推移では、若干の増額はありますけれども、理学系の研究設備費は年々むしろ減少している。研究設備予算の内訳は、先導的的研究設備費、研究基盤設備費となつていて、これがするわけでございます。

は国会移転を中心として、つまりいや応なしに我々自身、国会議員自身が動くことによりまして地方分散、一極集中中のプレッシャーを地方に分散していく、そういうようなことをぜひ推進していただきたいし、またそういうことで同僚議員に

かという気がしております。  
もう一つは、やはり土地の利用形態でございま  
すけれども、外国の場合にはかなり都市計画など  
かでゾーニングがしつかりしておりますが、日本  
の場合には比較的ゾーニングが緩やかといいます  
か、いろいろな利用形態ができるというような  
そういう土地の利用形態についてもいろいろ  
題があるんじゃないかという気がしております。  
基本的には何といっても、土地基本法にも示さ

御指摘の指導でございますが、従前から文部省におきましては、学生の実験、実習中の安全確保について万全を期すよう、関係学部長会議等を通じまして大学に対し、その対応方をお願いしてまいりましたところでございます。また、今回事故を起こしました大阪大学におきましても、危険災害防止の指針となります安全の手引、こんなものを作成いたところでござります。

陳腐化が明らかになつており、使用中の研究教育機器の性能について十分だと答えてるのは本當にごくわずかでございまして、計測・分析機器に関しては、十分だと答えているのが二一%。つまり、残りが不十分と考へている。電算機・情報関連装置では、二〇%。理化学系機器に関しては、二五%しか大学または研究所が十分と考えていな。そういう実情があるわけでございます。お答えいただきたいと思います。

○説明員(工藤智規君) いろいろ大学の研究体制の現状につきまして御心配をおかけ申しまして、まことに申しわけなく思つておるわけでございま

○政府委員富原俊一君 実は、外国の制度について必ずしも的確に細かいことを承知してい るわけではございませんが、制度の違いというものは、やはり歴史的なものであるとかあるいは 土地の広さであるとか、いろいろな問題から生じてきていると考えられますので、制度の違いだけです 土地の値段が下がらないということは必ずしも言えないのでないかという感じが実はしているわけでござります。むしろ大事なことは、基本的に土地に対する国民の考え方というものがかなり違っているんじゃないかなという気がいたしております。

○広中和歌子君 では、大変遅くなつて恐縮ですが、ざいますけれども、高圧ガス取締法案についてたくさん触れさせていただきたいと思います。

この法案には基本的に賛成でございますし、これらに尊敬いたします福間議員から思慮深い質問がなされ、また政府委員からも細部にわたつてお答えをいただきましたので、全く別の視点から質問させていただきたい。主に文部省にお伺いしたと思ひます。

大阪大学の事故の原因、目下原因説明を急いでいるということだそうですが、こうして中で大学の研究設備の充実とか、それから保安

ともに、毎年安全講習会というふうなものを実施いたして安全教育を行つてきるところでございます。本年度につきましても、この四月十日になります。安全講習会を開催いたしまして、高圧ガスを安全に使用するための注意を行うなど、安全教育に対する指導は以上でござります。

○広中和歌子君 予算についてもお伺いしたいわけですが、ますけれども、時間がちょっと押してありますので、ついでに次の質問まで入らせていただきます。

日本は、いわゆる産業立国として、技術立国と

御案内のとおり、近年非常に国の財政事情が悪化ございまして、特にここ十年ほどいわゆるマイナスシーリングと申しましようか緊縮財政が続いているわけでござります。そういう中で、残念ながら、私ども全力を尽くしているわけでございましょうけれども、どうしても各大学におきます研究が必要な所要経費のうちフローで流れます研究費の確保を少なくとも目減りしないようについてこの問題をめぐらすのが最優先でございまして、そういう面から幾らかでも耐用年数の高い設備とかあるいは

施設の面にしわ寄せが来ているのは事実でございます。

ただ、このままの現状でよろしいかどうか大変私ども憂慮しているところでございましたて、今なお財政事情は厳しいわけでございますけれども、大学の役割を考えましたときに、有為な人材の養成でございますとか、あるいは我が国の学術研究の、特に基礎研究と言われておるわけでございました年度予算に向かましては、文部省全体で検討した結果、高等教育関係の予算の充実にかなり力を入れているところでございます。

具体的に申しますと、今先生からも御指摘ありましたような点も含めまして、いわゆる施設設備それから研究費、さらには後継の研究者のためも考えまして大学院生等の若手研究者の待遇改善、これらの各般にわたりまして、まだ必ずしも十分ではございませんけれども、所要の予算の増額を要求しているところでございます。

○委員長(岩本政光君) 時間が来ております。本当に手短に。

○広中和歌子君 最後に、通産大臣にちょっとお伺いしたいんですが、今回の法改正の背景として大阪大学の事故などがあるわけですから、教育は文部省だけにお任せするのではなく、大学の研究費、設備費、そうした現状をぜひ御観察いただきまして、ぜひ文部省と協力をしつつこうした研究開発の分野、特に基礎研究の向上を図っていただいたい。

○国務大臣(渡部恒三君) 私の所管の問題、所管外の問題はござりますけれども、ゼロシーリングの長い間、基礎研究、大学の研究施設、研究費等、非常に厳しい状態にありまして、これは承知しておりますので、今広中委員御指摘のような問題等十分私も勉強させて、これは何といつても学術研究、基礎研究、これは広中先生のような方がいらっしゃいます。

しゃったから今日の日本は——これはだんだんあります。方ですけれども、あるわけでありますから、で

きる限り努めてまいりたいと思います。

○市川正一君 私は、第百二回国会及び第百四国会の本委員会において合計三回、ここに会議録を持っていますが、このたび新たに規制対象となつた半導体工場などで使われている特殊材料ガスの規制問題で政府にたきました。しかし、私の指摘にもかかわらず、通産省は、高圧ガス保安協会のつくった自主基準で対応できる、十分効果が上がるとして積極的な対策をとらないでまいりました。そして大阪大学の事故を引き起こし、今回法改正に至っております。もちろん今回の改正は、私が提起したように規制強化の方向な

でそのこと自体に異論はありません。しかし、今

る技術基準がどれだけ厳しくかつ具体的であるかの点にあります。言いかえれば従来の協会の自主基準を省令化した程度でお茶を濁したのではなくが、上がらないことは、今まで述べた経過が示しております。とすれば、省令で決める技術水準や取扱主任者の内容が実効を伴うものでなければなりません。これまでどとのようにならぬのであります。そこで、今回の法改正のポイントは、省令によります。

○委員長(岩本政光君) 時間が来ております。本当に手短に。

○広中和歌子君 最後に、通産大臣にちょっとお伺いしたいんですが、今回の法改正の背景として大阪大学の事故などがあるわけですから、教育は文部省だけにお任せするのではなく、大学の研究費、設備費、そうした現状をぜひ御観察いただきまして、ぜひ文部省と協力をしつつこうした研究開発の分野、特に基礎研究の向上を図っていただいたい。

○国務大臣(渡部恒三君) 私の所管の問題、所管外の問題はござりますけれども、ゼロシーリングの長い間、基礎研究、大学の研究施設、研究費等、非常に厳しい状態にありまして、これは承知しておりますので、今広中委員御指摘のような問題等十分私も勉強させて、これは何といつても学術研究、基礎研究、これは広中先生のような方がいらっしゃいます。

ますのでこの場でその予断を申し上げるのは差し控えさせていただきます。その事故原因がどういうことであつたかは別といたしまして、先ほど広

中委員からも御指摘ありましたように、国立大学の教育研究体制は必ずしも望ましいといいまして、当省といたしましては、今後こういうものを参考にいたしながら、具体的かつ実効性のある運用をしてまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 さっぱりわからぬのです。確認いたしましたですが、その規制は、特殊材料ガスを扱うところはすべて例外なく適用されるんです。

○政府委員(鈴木英夫君) 今回、特殊材料ガスについて七種類を指定いたしまして届け出をさせることといたしておりますけれども、消費に関する技術基準の内容にこういうものを織り込みまして徹底をさせていきたいというふうに考えております。

○市川正一君 これを使用するところについては、扱うところは例外なくこれが適用されるということですね。そのことを確認いたいんです。

○政府委員(鈴木英夫君) 七種類のガスについてはそのとおりでございます。

○市川正一君 それでは、文部省に伺います。今回の法改正は、大阪大学の事故で急速この臨時国会に提出せられたことは先ほど大臣も冒頭述べられたところです。この事故の原因について文部省は、いわゆる物理学的原因ではなく、社会的、経済的原因がどこにあるか、またどうしたら防げたと認識されているのか。あわせてお聞きしますが、今回の法改正によって文部省としても求められる対策が十分に実施でき、事故の再発を防げるものと見ておられるのか、確認をいただきました。

○説明員(工藤智規君) 今回の痛ましい事故はまさに残念なことでございましたが、事故原因につきましてはただいま関係方面で究明中でござい

ます。

指摘も踏まえまして、六十年十一月に高圧ガス保

安協会に自主基準の細目を作成するための特殊材

料ガス部会を設置いたしまして種々検討を行いま

たところでございます。

私どもいたしましては、この自主基準につきまして、今回は届け出にいたしまして基準策定を

考えておりますが、これまで既に指定

されておりますガスの取り扱い、使用の適切の確

保につきましては各大学にお願いしておるところ

でございますが、今回の改正に伴いまして、必要な事項につきましては万全を期して各大学を指導してまいりたいと思っております。

○市川正一君 最近の国立大学を含む国立の試験研究機関、その研究環境の実態は危機的状態だ

しゃつた。私はさつき、物理学のあるいはケミストリーのような原因じなしに、社会的、経済的

原因が、何がとお聞きしたのはそこなんです。文部省はそのことを認められる。私は、今度の事故の原因との背景には、乏しい予算、狭い研究室、貧しい設備、そして少ない技官、こういう研究環境を軽視している文部行政の反映がそこにあると思うんです。そのために、若い研究者の命まで奪う結果に相なったと思うんです。

特殊材料ガスなどを使うのであれば、今歓迎すべきことだとおっしゃつたけれども、だとすればそれにふさわしい設備や安全装置をつけること、また専門的な知識や経験を有する技官を配置するなど、万全の体制を整える必要があると思うんです。文部省は、研究者が安心して研究できるような環境を整備する責任と義務があると思うんですねが、そういう研究体制を整備するとお約束できますか。

○説明員（工藤督規君） 力が至りませんで、こういう窮状になつておるわけでございますが、これまでもサボってきたつもりではございませんで、私どもなりに努力したつもりでございます。ただ、力が及ばないところがございましたが、今後とも研究体制の充実につきましては一層の努力を続けてまいりたいと思っております。

なお、その中で市川委員の方から支援技術職員である技官等の専門家の確保ということにもお触れになつたわけでございますが、私どもも教育研究の円滑なる遂行のためには、教授、助教授等の教官、スタッフにすぐれた方をお迎えすることにも、教育研究を支える支援技術職員につきましても適切な方を配置することが必要だと考えております。

ただ他方で、現在の定員事情等がございまして、政府全体としてできるだけ効率的で合理的な組織体制というのが求められている事情もございまして、そういう中で、量的な面での定員の確保については、私どもだけではなくて、各省庁とも苦労をしているところでございます。そういう中においては、私どもだけではなくて、各省庁とも苦労をしているところでございます。そういう中で、りながら、必ずしも十分ではございませんけれども、国立大学につきましては、できるだけの確保

に努めてきたところでございますし、今後ともそういう努力を続けながら、かつ専門家の確保ということでおざいますので、それなりの資質のある方をお迎えし、かつ各大学におきまして毎年のように資質向上のための研修会なども行っているわけでございまして、そういう各大学の御努力をバックアップしながら、おっしゃるような教育研究条件の充実につきまして一層の努力を続けてまいりたいと思っております。

○市川正一君 引き続いて注目をしておりますから、格段の御努力、御奮闘を期待しております。

次に、労働省伺います。

私は、百二国会の本委員会で、先ほども申しましたが、半導体工場で使われる特殊材料ガスから労働者の安全と健康を守るためにこれらのガスを特化則で指定して、特定化学物質等障害予防規則であります。規制を強化することを要求いたしました。労働省は一九八五年度から二年がかりで実態調査や専門家の意見を聞いて対策を講じたいと答えられましたが、その研究の結果はいかがになりましたか。

○説明員(成山陸君) 御指摘のシラン等の特殊材料ガスにつきましては、半導体製造工程において主に使用されておりまして、これらは労働安全衛生法の危険物の中の可燃性ガスとして規制しているところでございます。

また、半導体製造工程におきますシラン等の使用実態につきましては、ただいま御指摘のございましたように、昭和六十一年から二年間で調査研究を実施いたしました。その結果を取りまとめました。昭和六十三年二月に半導体製造工程における安全衛生対策指針を策定いたしました。都道府県労働基準局長あてに通達するとともに、半導体関係業界で要請をいたしました。各種設備の要件であるとか、材料容器の取り扱い作業、設備のメンテナンス、緊急時の対策、保護具、教育訓練等について周知、指導を行つていろいろところでござります。

またなお、対策の充実を図るために、シラン等

につきましては有害性、健康影響等につきまして引き続き調査を継続中でございまして、今後とも必要に応じまして対策を講じていく予定といたしております。

○市川正一君 ここに会議録がありますが、当時の富田説明員は結果がまとまりましたら報告するという約束をしておるんです。ところが、報告もしておらぬ、また公表もされておらぬのです。改めて確認いたしたいのですが、特殊材料ガスについて特化則で指定したのですかしていないのか、端的にお答え願いたい。指定したのですか。

○説明員(炭山隆君) 御指摘の特定化学物質等障害予防規則は、化学物質等によります労働者がいる、皮膚炎……

○市川正一君 いや、指定したのかしていないのかということを聞いているんです。

○説明員(炭山隆君) 特化則に規制を導入はいたしておりません。

○市川正一君 研究はしたがその成果も報告しない、特化則で指定もしておらぬ、これでどうして安全が確保できるのですか。安全衛生対策指針をつくつて通達を出したと今述べられましたが、指針が守れない場合は法律に基づく罰則などがあるんですか。この点もあるのないのかはつきり答えてください。

○説明員(炭山隆君) 先ほど申し上げました安全衛生対策指針は行政指導でございます。通達でございますので、強制力なし罰則の伴うものではございません。

○市川正一君 なぜ法的な裏づけのある規制がないのですか。業界の自主性に任せていたのではなく、効果が上がらないというのは、今回いみじくも通達が法改正に踏み切ったことを見ても明らかであります。私は、改めて法的規制を要求いたします。効率省いががですか。

○説明員(炭山隆君) 御指摘の特化則に規制す�태調査をしてきましたものを先ほどの通達としてま

とめまして、都道府県労働基準局長、労働基準監督署を通じて指導をしているところでございます。またさらに、今後の調査といったしまして、こういった種々の化学物質の有害性、長期毒性もございましたし、亜慢性毒性というような観点もござります。そういうたotoxic性、さらにはそれの個々の化學物質がどのような健康影響を及ぼすのかという点につきましても現任調査いたしまして、その調査がまとまり次第今後の対策を検討いたしたいと、かように考えております。

○市川正一君 私は、重ねて法的規制を要求いたします。

大臣にお伺いしますが、以上のようなやりとりをお聞きいただいて、今回の法改正では規制強化の部分とそれから規制緩和の部分が入り組んでいるんです。そうしますと、規制緩和の各項目について、通産省としては、大臣としては、安全上支障がないんだということを私はこの際根拠に基づいて確約をいただきたいと思うのでありますが、いかがでございましょうか。

○政府委員 鈴木英夫君 私ども、御指摘のように、今回規制を強化する部分とそれから規制を緩和する部分と両方あわせまして高圧ガス法の改正をお願いしているわけでございます。特に、容器証明書の廃止あるいは輸入許可につきます合理化等も含めまして、合理化の部分がござります。これは先ほど大臣からも申し上げましたが二年間種々検討してまいりまして、安全性について十分確保し得るという範囲について合理化をお願いしておりますということをございます。

○市川正一君 大臣、今の御答弁でよろしくございましょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 結構でございます。

○市川正一君 時間が迫つてまいりましたので、最後に緊急する問題の一つとして、鉄スクラップ価格の暴落、電気炉メーカーの鉄スクラップ引き取り抑制等によって、鉄資源のリサイクルに重大な危機をもたらしている問題について質問いたし

たいと思います。

今、各自治体や市民団体が回収した空き缶などの鉄くずが引き取つてもらえない、また処理料を負担しなければ引き取つてもらえないという、再生資源である空き缶やそういうたぐいがごみ化しております。同時に、このために金属資源回収業者が転廃業などの危機にさらされて、事態はリサイクル自体が崩壊しかねないような深刻なものと相なっております。

大臣にぜひ所見を承りたいのであります、こういう事態を回収業者と電炉メーカーと当事者間の問題としてだけに放置するのじやなしに、通産省が必要な対策をとつて事態の打開を図る、そうしてリサイクルシステムを軌道に乗せてそれを確立していく、そういう方向に導くべきだと思います。ですが、通産大臣の御所見を承りたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 鉄くずの市況の悪化につきましては、ただいま市川委員御指摘のとおりでございまして、景気の後退局面に差しかかりまして需要が減退したという状況がござります。ただ、鉄くずにつきましては、従来から電炉メーカー、また一部ではござりますけれども高炉メーカーにおいて利用されているところでございまして、端的に申し上げればいわば経済原則の中で處理がなされたきたというのが今日までの実情でございます。

ただ、今日のような情勢を迎えて、大変鉄くずの回収業者の方々もお困りであるという実態がござりますし、もしこれが適切に引き取られない場合にはやはり都市の美観の問題、いわゆる廃棄物問題ということを引き起こしかねない、そういう認識を私どもいたしておるところでございまして、かねて電炉メーカー、さらに高炉メーカー、また回収業者という関係者に集まつてもらってきて、先日、鉄源協会というところで新たに懇話会を開催していただきたところでござります。

これによりまして、もう少し多く鉄くずを引き取れないか、こういったことについて関係者間で

さらに協議を進めようということにいたしましたとこ

ろでございまして、私どもいたしましてもそろいつた動き、運動につきましてこれを支援してまいりたい。また、空き缶につきましては、従来から大部分を地方公共団体のいわば回収事業というものに依存をしてきておりますので、これらについて、もし問題があれば地方団体とも相談をしてまいりたい。

全体として、委員御指摘のような状況の中で、

社会的な問題が惹起しないように努力してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○委員長(岩本政光君) 時間が来ておりますので、簡単にお願いいたします。

○市川正一君 最後ですが、私は、リサイクル法の所管大臣である通産大臣にぜひ御提言申し上げ、また決意を伺つて質問を終わりたいと思うんです。

○政府委員(鈴木英夫君) それからガラス、こういうものが特定業種として

指定されております。私は、特定業種の中にこの

鉄くずを含むということにいたしますと、高炉

メーカーが自家発生の鉄くずだけなしに、市中

の鉄くずを原料として使用することによって過剰

供給とかそういう問題も解決のめどがつくと思う

んです。そして、高炉メーカーなど鉄鋼大企業が

こういう国家的ないしは国民的課題である資源リ

サイクルに社会的責任を積極的に果たしていくと

いうことも相なると思うんです。

私は、今坂本局長も申されたような、いわばご

み化する事態を防ぐためにも、また貴重な国家的

資源をリサイクルに乗せていくためにも非常に緊

急に求められていると思うんです。そうでなければ、結局リサイクル法が骨抜きになつてしまふ、

そういう状況にも相なつていると思うので、事態

打開のために渡部通産大臣の決意を、お久しぶり

でございますが、一言賜つて、私の質問を終わら

ざいます。

○國務大臣(瀬部恒三君) 限られた資源の中での

私どもは豊かな生活をさらにとわにこれは進めて

いかなければならないのですから、資源を大事に

するということは非常に大事なことであります。

また今日、環境保全、これも価値観が変わつてしまつて、昔はごみのようなことだというよ

う一番小さな問題だったんですが、今やごみの話

が一番大きな問題だ、こういうようなことで、こ

の環境保全、これは極めて重要な問題で、これを

調和させていくというところに今のリサイクル問

題もあるわけですから、ただいまの御

質問のことに対する具体的な答弁は差し控えさ

せていただきます。

○古川太三郎君 古川ですが、今までのお話を聞

いておりますと、この改正法案が通つたとしても、

先ほどの大阪大学の事故が本当に知らない

じやないかというような疑問ではないんですね

す。この法案が通れば、大阪大学のような事故が

本当になくなつてしまふんだろうかという疑問に

もう一度答えていただきたいと思うんです。

○政府委員(鈴木英夫君) 今回の改正によりまし

て、特殊材料ガスを消費する者に届け出義務を課

すということにしておるわけでござりますけれど

も、これと同時に消費施設の技術基準の維持義務

あるいは保安教育の実施義務あるいは取扱主任者の選任義務さらには定期自主検査の実施義務、こういうものが課せられることになるわけでござります。

これらの措置によりまして、事業者は保安確保

上必要な消費施設を用いることが義務づけられま

すし、また定期自主検査の実施も義務づけられる

ということで施設が安全に維持されることになる

と私どもは期待するわけでござります。また同時に、取扱主任者の選任あるいは従業者に対します

保安教育が義務づけられることによりまして、保

安上必要な知識を持つ者がこういう施設を取り扱

うことになるということになります。

さらに、これらに加えまして、都道府県への届

け出義務を付するといいますことは、都道府県は

事業者の技術基準の遵守状況とか定期自主検査の

実施状況でありますとかあるいは保安教育の実施

状況等につきまして立入検査ができるということ

になりますので、それによりまして実態を的確に

把握し、所要の指導も行うことができるようにな

るというようなことでござります。

以上のような法改正によりまして、大阪大学で

発生いたしましたような事故の再発防止に必要不

可欠な法的措置が講じられるものというふうに私

どもは考えておりまして、今後は本措置の徹底に

努めて災害の再発防止に万全の努力をしてまいり

たいと考えております。

○古川太三郎君 保安検査を指定保安検査機関に

委託するような部分がござりますけれども、これ

は一種の規制の緩和なんですか。それと、こういっ

た第三者に委託することによって行政機関とし

ての役目が間違つて行われないか。具体的に申しま

すと、その検査機関の中立性とかあるいは公正、

こういったものに不安がないのかどうか、お答え

願いたいと思います。

○政府委員(鈴木英夫君) 私ども、今回指定保安

検査機関の制度を導入いたします背景には、技術

の進歩その他によりまして検査が定型的になつて

いたというもののござりますので、そういうもの

に對しまして特に行政的な判断を必要としないと

いうものに関してこういう機関を利用していくた

くといふうに考えておるのでござります。実際

の指定につきましては、私どもの頭にありますのは公益法人のうちさらに通商産業省令で定めます

検査員でありますとかあるいは検査設備等を有し

ている者を選定することにしておりまして、この

ことによってまず検査能力について十分な担保を

していきたいといふうに考えております。

さらに加えまして、検査員に對しましては、公

務員と同様の守秘義務、こういうものを課すこと

によりまして中立性を担保するということを考え

ております。

安査機関の保安検査が中立な立場で的確に実施

されることができますのでござります。

○古川太三郎君 もし、今までのようこういう

ガスの扱いがそういう定型的なものであつて行政



う取り計らいます。

○委員長(岩本政光君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本孝一郎君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 理事の補欠選任についてお詰りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に井上計君を指名いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

十一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物利用発電の促進に関する法律案(衆)

廃棄物利用発電の促進に関する法律案(衆)

廃棄物利用発電の促進に関する法律案(衆)

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物利用発電により発生した電気の買取り等について定めることによ

り、廃棄物利用発電の促進を図り、もつてエネルギーの利用の効率化及び廃棄物の処理の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物利用発電」とは、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する廃棄物をいう。)を利用して行

う発電をいう。

2 この法律において「一般電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項に規定する一般電気事業者をいう。

3 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第六十六条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。

(廃棄物利用発電により発生した電気の買取り)

第三条 一般電気事業者は、自家用電気工作物を設置して廃棄物利用発電を行う地方公共団体から当該廃棄物利用発電により発生した電気(通常産業省令で定める基準に適合するものに限る。)を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、当該電気を、一般電気事業者が卸電気事業者(電気事業法第二条第四項に規定する卸電気事業者をいう。)から供給を受ける火力発電により発生した電気の料金を勘案して通商産業省令で定める算定方法により算定した金額で貰い取らなければならない。ただし、当該電気の買取りが当該一般電気事業者の一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(技術開発の推進等)

第四条 国は、廃棄物利用発電に関する技術開発の推進を図るとともに、廃棄物利用発電を行う地方公共団体に対し、必要な技術的援助その他

の援助を行うよう努めなければならない。

附 則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。





平成四年一月六日印刷

平成四年一月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局